

# 平成 24 年度第 1 回 八戸市健康福祉審議会 健康・保健部会

日時：平成 24 年 10 月 17 日（水）

午後 1 時 30 分～3 時

場所：市庁本館 3 階 第一委員会室

～ 次 第 ～

## 1. 開会

## 2. 部会長挨拶

## 3. 議事

### (1)(仮称) 八戸市歯科口腔保健の推進に関する条例制定について

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| ①八戸市の歯科保健の状況について ..... | 資料 1   |
| ②条例制定の趣旨・体制について .....  | 資料 2   |
| ③条例の素案について .....       | 資料 3・4 |

### (2) その他

## 4. 閉会

## 1. 八戸市の歯科保健の状況について

### 1) 八戸市における歯科口腔保健の取り組みの現状（平成24年度）

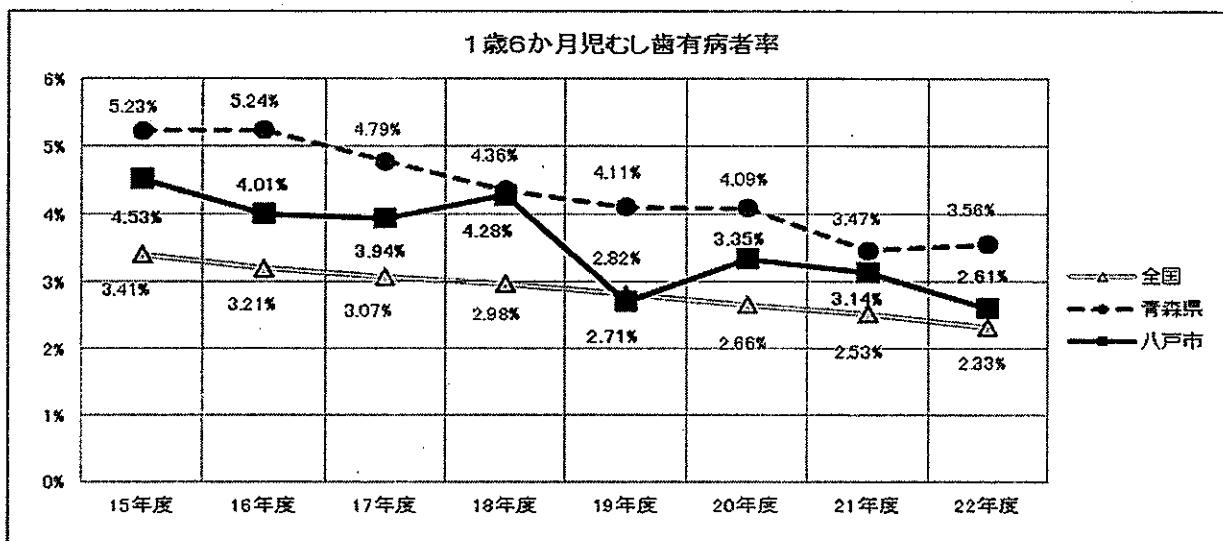
	妊娠婦	乳幼児	学齢期	成人	高齢者	障がい者
八戸市	○マタニティ 健康相談	○1歳6か月児・3歳児 （母子保健法） ・歯科健康診査 ・歯科衛生士による歯科保健指導  ○保健師による健康教育・相談 ・赤ちゃん＆よちよち健康相談 ・子育てサロン	○就学時健康診査・定期健診 ○よい歯のコングール  ○保健師による健康教育・相談 ・赤ちゃん＆よちよち健康相談 ・子育てサロン	○歯周疾患検診 40、50、60、70歳 （健康増進法） ○健康教育 元気アップ出前健康講座 (歯科医師＆歯科衛生士編) ○保健師・看護師による家庭訪問	○基本チェックリストによる口腔機能のチェック (介護保険法) ○介護予防教室（在宅介護支援センター） ○保健師による健康教育・相談	
青森県		○母と子のよい歯のコングール			○8020運動の推進	
保育園、施設等		○幼稚園での歯科健診 (学校保健安全法) ○保育所での歯科健診 (保育所保育指針)			○高齢者施設での歯科健診	○障がい者施設での歯科健診
職域					○特殊健康診査 (労働安全衛生法)	
歯科医師会	○歯つびーはちのへ ・歯の健康相談 ・アラジンガ指導 ・フッ素塗布				○良い歯の先輩コンクール ○いきいき歯っぴー 希望のあつた老人ホームへ 歯科検診、義歯の名入れ等	在宅歯科診療
歯科医師						

## 2) 歯科保健に関する統計

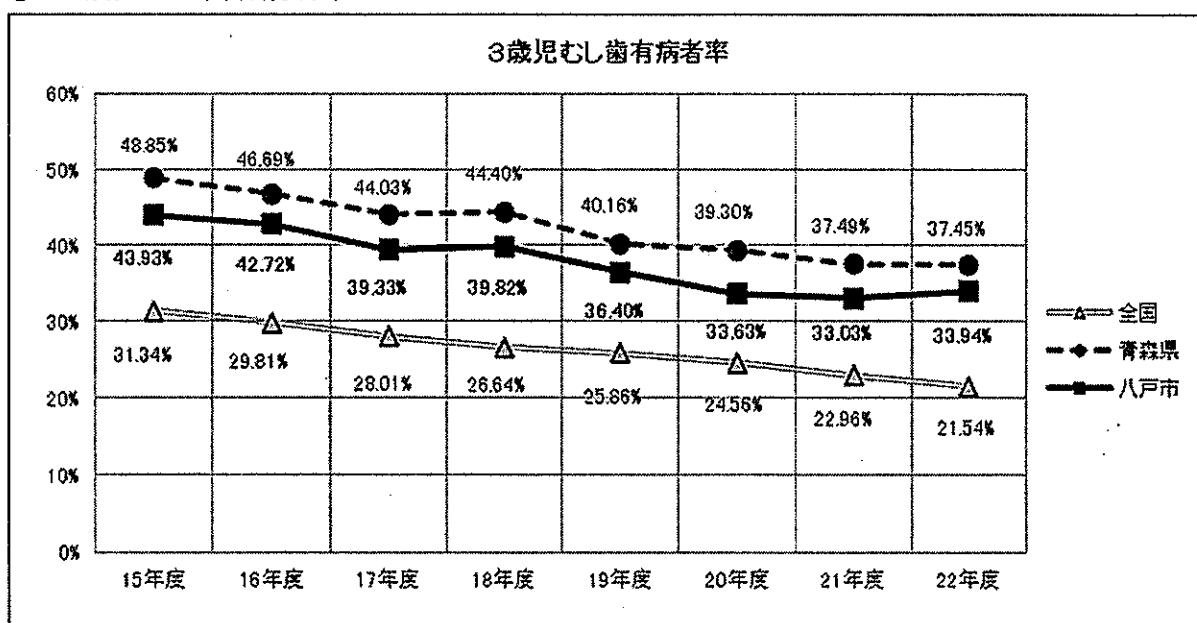
### (1) 幼児のむし歯有病者率

「八戸市」の1歳6か月児、3歳児とともに、むし歯有病率は年々減少傾向にあるが、「全国」より高く、「青森県」より低い状況が続いている。

#### ① 1歳6か月児むし歯有病者率



#### ② 3歳児むし歯有病者率

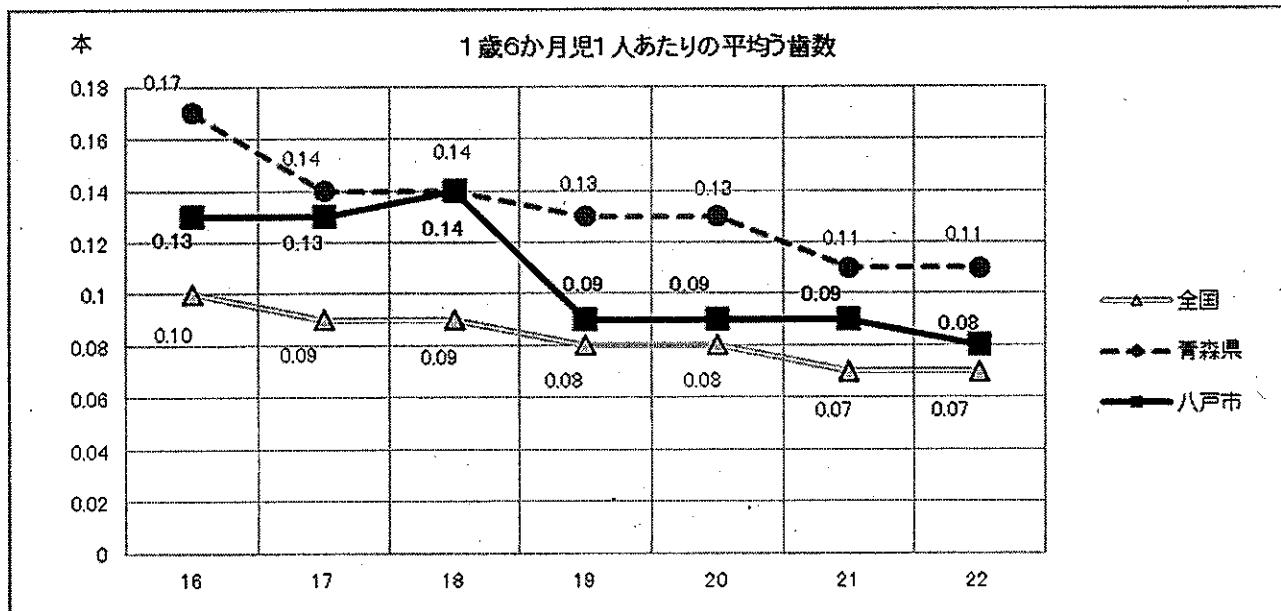


(出典：青森県市町村別う歯有病状況調査（青森県歯科医師会公衆衛生委員会）)

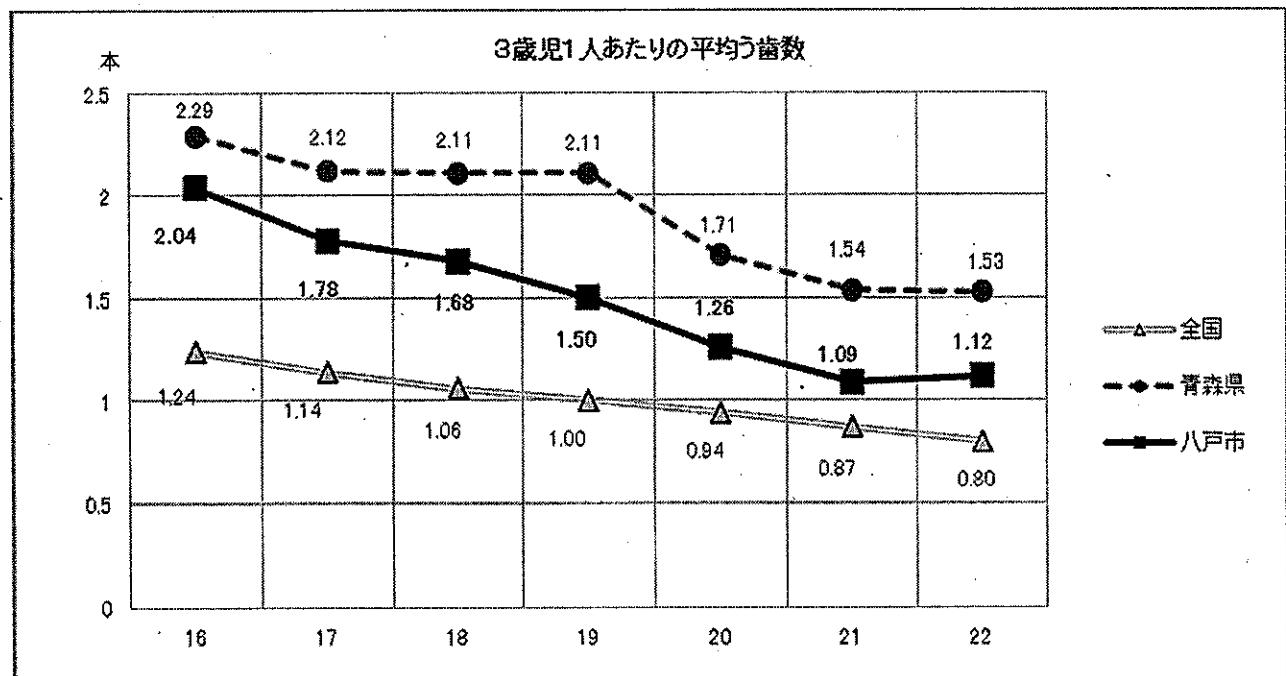
## (2) 幼児一人あたりのむし歯の本数

「八戸市」の1歳6か月児、3歳児ともに一人あたりのむし歯の本数は年々減少傾向にあるが、「全国」より多く、「青森県」より少ない状況が続いている。

### ① 1歳6か月児一人あたりのむし歯本数



### ② 3歳児一人あたりのむし歯本数



$$* \text{ 1人あたりの平均う歯数} = \frac{\text{う歯の総数(未処置数+処置数)}}{\text{受診者数}}$$

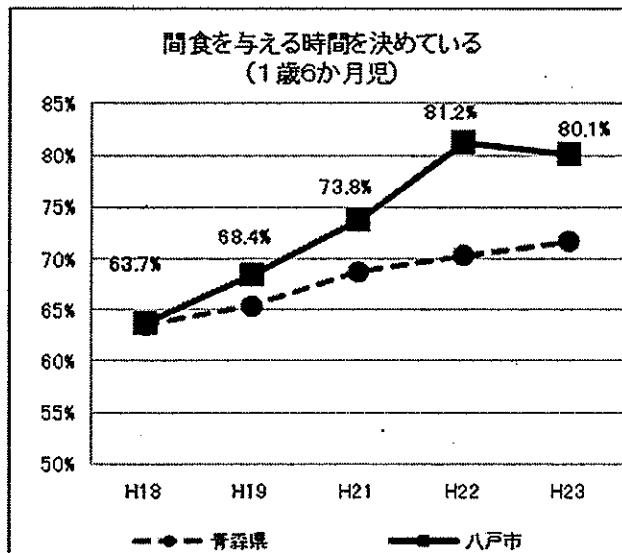
(出典：青森県市町村別う歯有病状況調査（青森県歯科医師会公衆衛生委員会）)

### (3) 幼児の間食の状況

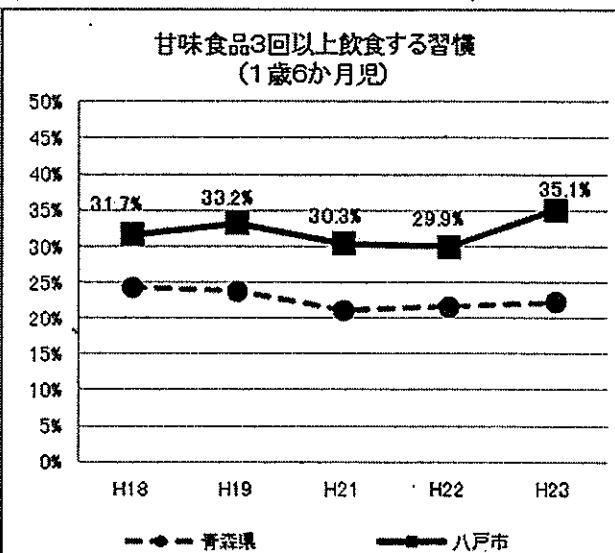
「八戸市」の1歳6か月児、3歳児とともに、間食を与える時間を決めている割合（数値が高いほど良い）は、年々増加し「青森県」よりも高い状況である。

甘味食品を1日3回以上習慣的に飲食する割合（数値が低いほど良い）は、「青森県」よりも高い状況である。

① 間食を与える時間を決めている（1歳6か月児） ② 甘味食品3回以上飲食する習慣（1歳6か月児）

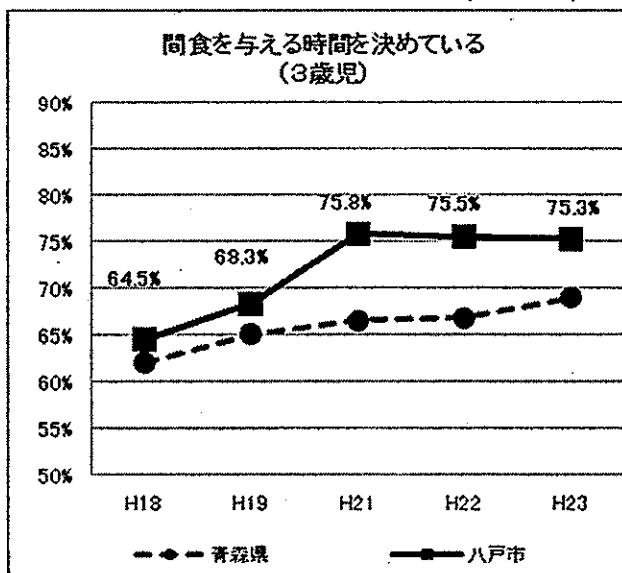


（出典：青森県幼児間食摂取状況等調査結果）



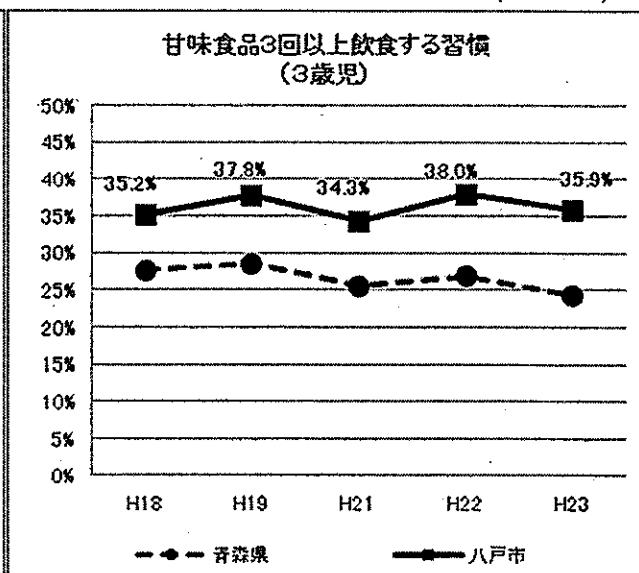
（出典：青森県幼児間食摂取状況等調査結果）

① 間食を与える時間を決めている（3歳児）



（出典：青森県幼児間食摂取状況等調査結果）

④ 甘味食品3回以上飲食する習慣（3歳児）

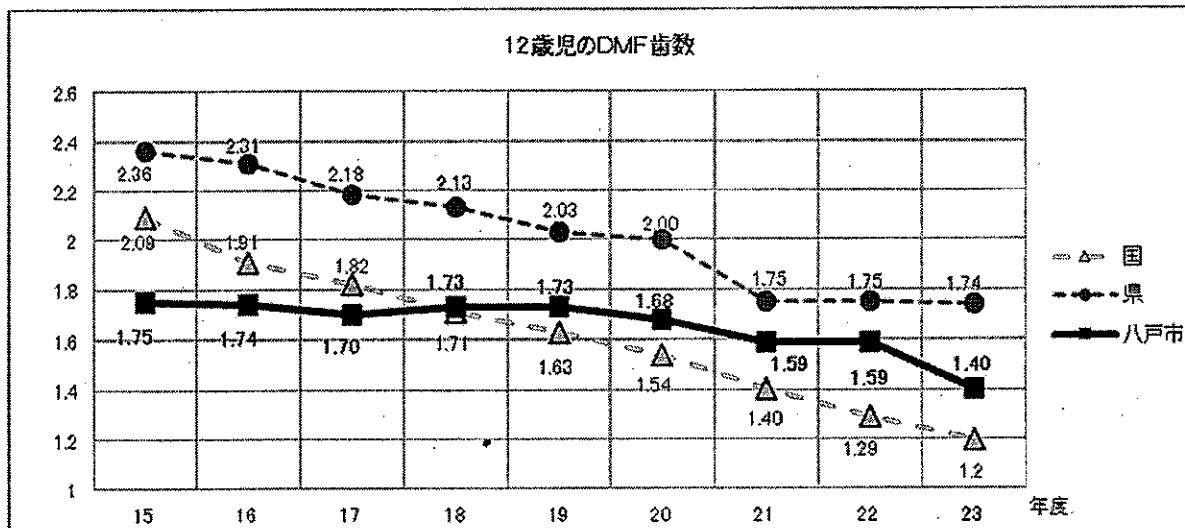


（出典：青森県幼児間食摂取状況等調査結果）

#### (4) 児童生徒のDMF歯数

「全国」「青森県」では減少傾向、「八戸市」は19年度までは横ばいで推移し、20年度以降は減少傾向がみられる。

##### ○12歳児のDMF歯数



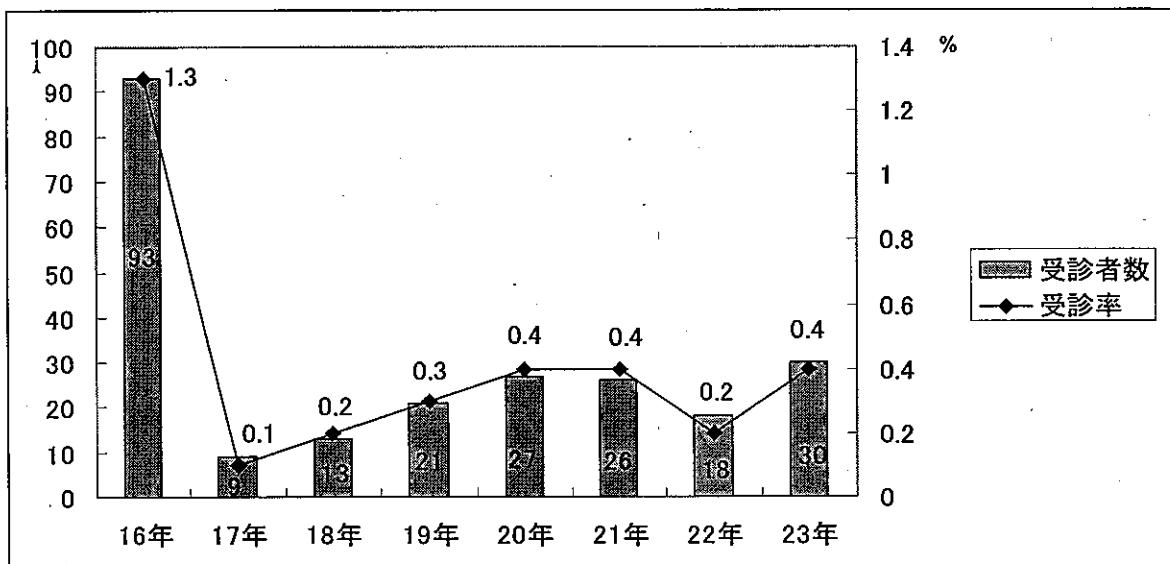
※DMFとは、永久歯列のう歯経験の総量を知るために用いられる指標のことで、「D」(decayed teethの略)は未処置う歯、「M」(missing teethの略)はう歯が原因で抜去した歯、「F」(filled teethの略)はう歯が原因で処置した歯を指し、この指標によって判定したそれぞれの歯の本数の合計をDMF歯数という。

〔出典：青森県児童・生徒の健康と体力（全国、青森県）  
八戸市児童・生徒の健康と体力（八戸市）〕

#### (5) 歯周疾患検診

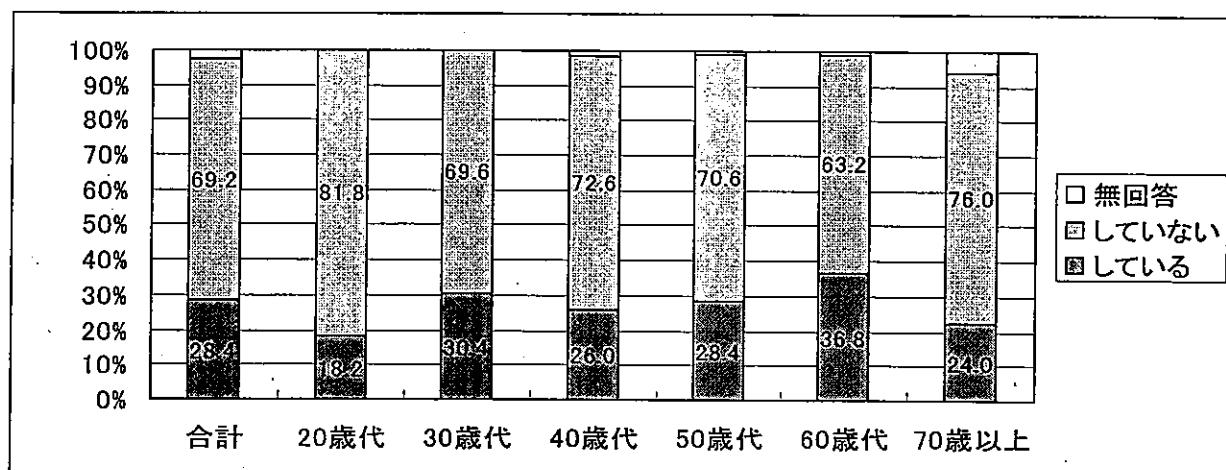
歯周疾患検診は、受診率が低下しています。

歯周疾患検診は、平成13年度から40歳・50歳を対象に実施し、平成16年度から、さらに60歳・70歳の方を加え実施しています。



(6) 歯や口の健康状態を定期的に病院等でチェックしている市民の割合

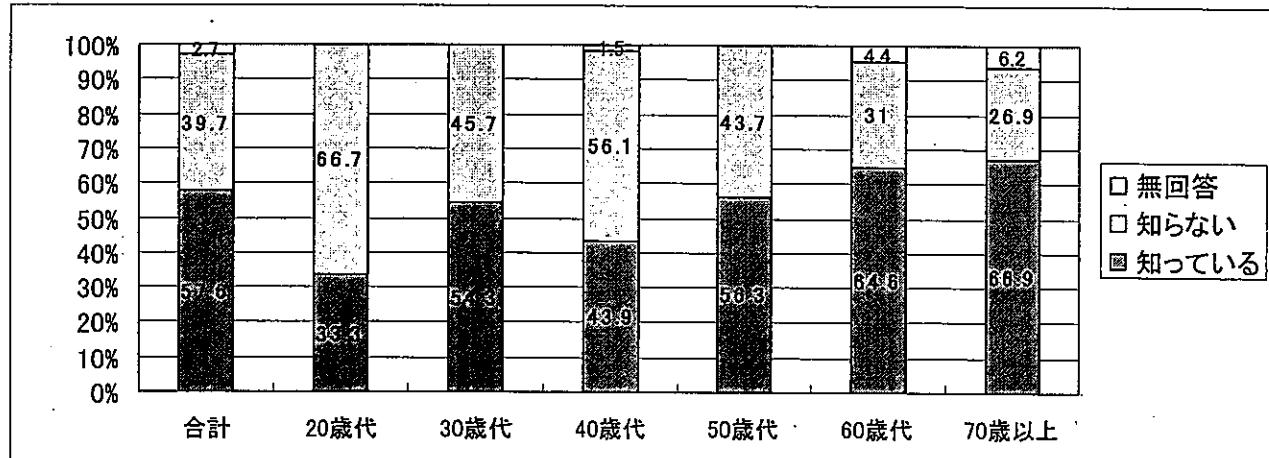
歯や口の健康状態を定期的に病院等でチェックしている市民は、全体で28.4%であった。



[出典：平成24年度健康はちのへ21市民アンケート調査結果]

(7) 自分の歯が何本あるか知っている市民の割合

自分の歯の本数を把握している者は、全体で57.6%であった。



[出典：平成24年度八戸市食育に関するアンケート]

### 3)「健康はちのへ21」計画・歯の健康の評価指標

(評価方法) A:目標に達した

B:目標に達していないが、改善傾向にある

C:変わらない

D:悪化している

E:中間評価時に新たに設定した指標又は把握方法が異なるため評価が困難

(評価結果) 11項目25指標のうち「A」は14指標、「B」は8指標、「C」は0指標、「D」は3指標、「E」は0指標であった。

項目	評価指標	目標値	スタート時 (14年度)	中間評価 (18年度)	最終評価 (23年度)	評価
むし歯のない幼児の割合	① 1歳6か月児健康診査	96%以上	95.3%	95.7%	96.9%	A
	② 3歳児健康診査	70%以上	56.1%	60.2%	68.1%	B
一人当たりのむし歯本数	① 1歳6か月児健康診査	0.12本	0.14本	0.14本	0.10本	A
	② 3歳児健康診査	1.6本	2.1本	1.68本	1.05本	A
むし歯のない児童生徒の割合	① (ア)小学生男子	30%以上	18.0%	23.1%	30.0%	A
	(イ)小学生女子	30%以上	19.4%	25.6%	33.3%	A
	② (ア)中学生男子	45%以上	34.3%	39.7%	45.3%	A
	(イ)中学生女子	45%以上	27.6%	34.8%	41.7%	B
	③ (ア)高校生男子	30%以上	18.3%	24.8%	38.0%	A
	(イ)高校生女子	30%以上	9.5%	19.0%	32.1%	A
一人あたりむし歯本数	12歳児	1本以下	1.5本	1.73本	0.96本	A
間食として甘味食品・飲料を一日3回以上飲食する幼児の割合	① 1歳6か月児健康診査	20%以下	37.7%	31.7%	35.1%	B
	② 3歳児健康診査	20%以下	44.0%	35.2%	35.8%	B
間食の時間を決めている幼児の割合	① 1歳6か月児健康診査	80%以上	59.1%	63.7%	80.1%	A
	② 3歳児健康診査	80%以上	64.9%	64.5%	75.3%	B
フッ化物歯面塗布を受けたことのある幼児の割合	3歳児健康診査	50%以上	28.8%	34.5%	38.4%	B
歯に関する健康教育の実施校の割合	① 小学校	100%	97.7%	90.0%	100.0%	A
	② 中学校	95%	63.6%	90.9%	80.1%	B
昼食後の歯磨き実施校の割合	① 小学校	100%	67.4%	100.0%	100.0%	A
	② 中学校	85%以上	45.5%	81.8%	84.6%	B
60歳で24歯以上、80歳で20歯を有する人の割合	① 60歳	20%以上	31.9%	35.5%	40.6%	A
	② 80歳	10%以上	7.4%	13.0%	12.6%	A
歯周疾患検診受診者数・受診率	① 全体	15%以上	3.5%	0.2%	0.4%	D
	② 40歳	15%以上	3.7%	0.4%	0.6%	D
	③ 50歳	15%以上	3.3%	0.4%	0.7%	D

### <評価>

- むし歯のない者の割合は、幼児の1歳6か月児及び児童生徒の小学生男子・女子、中学生男子、高校生男子・女子で、増加し目標を達成しましたが、3歳児及び中学生女子は、増加しているものの目標には達しませんでした。県より高く全国より低い状況です。
- 一人あたりのむし歯の本数は、1歳6か月児、3歳児、12歳児で減少し、目標を達成しました。県より高く全国より低い状況です。
- 甘味食品・飲料を一日3回以上飲食する幼児の割合は、1歳6か月児、3歳児ともに減少しましたが、目標には達しませんでした。青森県及び全国よりも高い状況です。
- 間食の時間を決めている幼児の割合は、1歳6か月児で年々増加し目標を達成しましたが、3歳児では増加しているものの目標には達しませんでした。青森県より高い状況です。
- フッ化物歯面塗布を受けたことのある幼児は、増加していますが、目標には達しませんでした。
- 歯に関する健康教育の実施校の割合及び昼食後の歯磨き実施校は、小学校は100%で目標を達成しましたが、中学校では、増加しているものの目標には達しませんでした。
- 60歳で24歯以上、80歳で20歯を有する人の割合は、増加し目標を達成しました。
- 歯周疾患検診の受診率は、減少しており目標を大きく下回っています。

### <今後の課題>

- 幼児期のむし歯有病率の減少のためには、妊娠期・乳児期からの取り組みが必要です。今後も引き続き両親等家族に対する歯の健康の重要性と予防についての普及が必要です。
- 児童・生徒も、むし歯予防の取り組みや歯に関する健康教育の継続が必要です。
- 歯周疾患予防のため、若い世代から正しい知識の普及啓発が必要です。

## 2. (仮称) 八戸市歯科口腔保健の推進に関する条例の趣旨・体制について

資料 2

### 1) 背景

国では、歯科疾患の予防等による口腔の保持の推進に関する施策を総合的に推進し国民保健の向上に寄与するため、平成 23 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」を制定した。  
(別紙「歯科口腔保健の推進に関する法律の概要」参照)

八戸市では、「健康はちのへ 21」計画において歯科保健を推進しているところであるが、法の理念に基づき、歯科口腔保健の施策を充実させ総合的に推進するため、条例を制定することとした。

### 2) 条例制定予定日

平成 25 年 3 月公布及び施行

### 3) 実施計画

市の健康増進計画である「健康はちのへ 21」計画の中に位置づける。

(次期計画期間：平成 25 年度～29 年度)

### 4) 条例検討の体制

#### ① 八戸市健康福祉審議会健康・保健部会会議

八戸市医師会、八戸歯科医師会、八戸大学人間健康学部、八戸市学校保健会養護教員部会、デーリー東北新聞社、青森県栄養士会八戸地区支部会、三八地域県民局地域健康福祉部（八戸保健所）、公募委員 以上 8 名

#### ② 庁内関係課検討会議

南郷区市民生活課、雇用支援対策課、福祉政策課、こども家庭課、高齢福祉課、障がい福祉課、健康増進課、国保年金課、介護保険課、学校教育課 以上 10 課

### 5) スケジュール

平成 24 年 9 月 3 日	平成 24 年度 第 1 回「歯科口腔保健条例」府内関係課検討会議
平成 24 年 10 月 17 日	平成 24 年度 第 1 回健康福祉審議会 健康・保健部会 ・ 条例素案の検討
平成 24 年 11 月	パブリックコメント（条例案について）
平成 24 年 11 月下旬～ 12 月上旬	平成 24 年度 第 1 回「健康はちのへ 21」計画府内関係課検討会議 平成 24 年度 第 2 回「歯科口腔保健条例」府内関係課検討会議
平成 25 年 1 月	平成 24 年度 第 2 回健康福祉審議会 健康・保健部会 ・ 条例最終案の検討 ・ 健康はちのへ 21 計画の最終評価
平成 25 年 3 月	条例の公布及び施行
平成 25 年 4 月	平成 25 年度 第 1 回「次期健康はちのへ 21」計画府内関係課検討会議 平成 25 年度 第 1 回 健康福祉審議会 健康・保健部会 ・「次期健康はちのへ 21」計画骨子案の検討
平成 25 年 5 月	平成 25 年度 第 2 回「次期健康はちのへ 21」計画府内検討会議 平成 25 年度 第 2 回 健康福祉審議会 健康・保健部会 ・「次期健康はちのへ 21」計画素案の検討
平成 25 年 6 月	パブリックコメント（次期健康はちのへ 21 計画について） 平成 25 年度 第 3 回「次期健康はちのへ 21」計画府内検討会議 平成 25 年度 第 3 回 健康福祉審議会 健康・保健部会 ・「次期健康はちのへ 21」計画最終案の検討
平成 25 年 7 月	「次期健康はちのへ 21」計画策定予定

## (仮称) 八戸市歯科口腔保健の推進に関する条例（素案）

平成〇年〇月〇日条例第〇号

## (目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき本市が行う歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、並びに市の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する基本的施策を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 健康事業実施者 法令に基づき市民の健康の保持及び増進のために必要な事業を行う者をいう。

## (基本理念)

第3条 市民の歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が、生涯にわたって歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

## (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (歯科医療等業務従事者の責務)

第5条 歯科医療等業務従事者は、相互に連携を図りつつ、基本理念にのっとり、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (健康事業実施者の責務)

第6条 健康事業実施者は、基本理念にのっとり、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第8条 市は、歯科口腔保健の推進に関する基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に関するこ。
- (2) 定期的な歯科検診の受診及び歯科保健指導の受診の促進に必要な施策に関するこ。
- (3) 障害者、介護を必要とする高齢者等に対する適切な歯科口腔保健の推進に必要な施策に  
関すること。
- (4) 乳幼児期における健全な歯及び口腔の育成並びに口腔機能の獲得等に必要な施策に  
すること。
- (5) 学齢期における口腔状態の向上及び口腔機能の獲得等に必要な施策に関するこ。
- (6) 成人期における健全な口腔状態の維持及び口腔機能の維持、向上等に必要な施策に  
すること。
- (7) 高齢期における歯の喪失の防止及び口腔機能の維持、向上等に必要な施策に関するこ。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策に  
すること。

(計画の策定等)

第9条 市長は、前条の施策を効率的に実施するため、歯科口腔保健の推進に係る目標及び施策を定めた計画を策定するものとする。

- 2 市長は、前項の計画の策定又は変更に当たっては、市民、歯科医療等業務従事者及び健康事業実施者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、八戸市健康福祉審議会（八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）第32条に規定する健康福祉審議会をいう。）の意見を聞くものとする。
- 3 市長は、第1項の計画を策定又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。
- 4 市長は、第1項の計画の適切な進行管理を行うものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (仮称) 八戸市歯科口腔保健の推進に関する条例の解説

## (目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき本市が行う歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、並びに市の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する基本的施策を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

## [趣旨]

本条は、この条例の制定目的、内容を端的に示したものです。

口腔の健康は、バランスのとれた適切な食生活を送ることを可能にし、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防につながるなど、全身の健康の保持増進のために重要な要素となっています。また、高齢化の進展を踏まえると、生涯を通じて、歯科疾患を予防し、歯の喪失を抑制することは、高齢期での摂食や嚥下（飲食物を飲み込むこと）等の口腔機能を維持し、食生活の充実や会話が出来ることにつながり、そのことが日常生活の質を高め、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと）の延伸につながります。

このように、口腔の健康が、市民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることから、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、歯科医療等業務従事者、健康事業実施者及び市民の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与しようとするものです。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 健康事業実施者 法令に基づき市民の健康の保持及び増進のために必要な事業を行う者をいう。

[趣旨]

本条は、本条例で使用する言葉で、意味を統一したい言葉について説明するものです。

[解説]

- ◆ 「歯科疾患」とは、むし歯、歯周病が代表的なものですが、この他に、歯の欠損、顎関節症、不正咬合等が該当します。
- ◆ 「歯科医療等業務従事者」とは、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士のほか、歯科医師と連携協力して、歯科医療又は保健指導を行う保健師、看護師、准看護師、言語聴覚士等が該当します。
- ◆ 「保健指導」とは、ここでは歯科保健指導のことを意味しており、歯磨き指導、ラーク（歯垢）コントロール指導、食生活指導、生活習慣指導のことをいいます。歯科治療がむし歯等の疾患の治療であることに対し、歯科保健指導は、むし歯等の疾患にならないための予防方法を指導する行為です。

(基本理念)

第3条 市民の歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が、生涯にわたって歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

[趣旨]

本条は、市民の歯科口腔保健の推進に関する施策の実施に関して、基本的な考え方を示したものです。

健康を実現することは、個人が主体的に取り組むべき課題ですが、社会全体としても、個人の主体的な取組を支援し、市民の自主的な歯科疾患の予防に向けた取組が生涯にわたって行われるよう、また、市民が歯科疾患を早期に発見し、早期に治療することを促進することとします。

乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた最適な歯科口腔保健が実施されることで、その効果が高まることから、ライフステージの特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進することとします。

各事業主体の歯科口腔保健の推進に関する施策が、個別的・縦割り的な対応にとどまれば、施策の効果が限定的になってしまう恐れがあることから、関連する他の施策の事業主体との連携・協力に努めることにより、歯科口腔保健を推進することとします。

[解説]

- ◆ 「社会全体」とは、家庭、学校、職場、地域、医療機関（病院歯科・歯科診療所を含む）、障害者支援施設、障害児入所施設、介護保険施設等をいいます。
- ◆ 「ライフステージ」とは、乳幼児期、学齢期（小学校入学から満20歳に達するまでの期間をいう。）、成人期（妊娠婦である期間を含む。）、高齢期（満65歳以上の期間をいう。）の人の生涯における各段階のことをいいます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

[趣旨]

本条は、市民にとって最も身近な地方公共団体である市が基本理念にのっとり、地域の状況に応じて、歯科口腔保健の推進に取り組む責務を有することについて定めたものです。

(歯科医療等業務従事者の責務)

第5条 歯科医療等業務従事者は、相互に連携を図りつつ、基本理念にのっとり、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

[趣旨]

本条は、歯科医療や歯科保健指導において、歯科医療等業務従事者の果たす役割が特に重要であることから、歯科医療等業務従事者に対し、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力する責務について定めたものです。

(健康事業実施者の責務)

第6条 健康事業実施者は、基本理念にのっとり、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

[趣旨]

本条は、法令に基づき市民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者に対し、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力する責務について定めたものです。

法令で従業員の定期健診を義務づけられている企業が、市の歯周病疾患検診を従業員が受診できるよう職場において周知に努めるとともに、受診の際に配慮することなどを想定しています。

[解説]

- ◆ 法令とは、母子保健法、児童福祉法、学校保健安全法、労働安全衛生法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法、介護保険法等をいいます。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

[趣旨]

本条は、市民が自ら歯科口腔保健の正しい知識を持ち、生涯にわたって、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療するため、定期的に歯科検診を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けることを、市民の責務として定めたものです。

また、子どもに歯科疾患があるときは、歯科治療を受けさせることや、子どもに正しい歯磨きの仕方を身につけさせること等家庭における取組も市民の責務に含まれます。

[解説]

◆「市民」とは、当市を生活の本拠としている全ての方を対象としています。

(基本的施策の実施)

第8条 市は、歯科口腔保健の推進に関する基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に関すること。
- (2) 定期的な歯科検診の受診及び歯科保健指導の受診の促進に必要な施策に関すること。
- (3) 障害者、介護を必要とする高齢者等に対する適切な歯科口腔保健の推進に必要な施策に関すること。
- (4) 乳幼児期における健全な歯及び口腔の育成並びに口腔機能の獲得等に必要な施策に関すること。
- (5) 学齢期における口腔状態の向上及び口腔機能の獲得等に必要な施策に関すること。
- (6) 成人期における健全な口腔状態の維持及び口腔機能の維持、向上等に必要な施策に関すること。
- (7) 高齢期における歯の喪失の防止及び口腔機能の維持、向上等に必要な施策に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策に関すること。

[趣旨]

本条は、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防及び口腔機能の取得等により、全ての市民が健康で質の高い生活を営むことが出来るよう、市民の歯科口腔保健に関する自主的な取組を支援するための市の基本的な施策を示したものです。

[解説]

- ◆ 第1号は、歯科口腔保健の推進に関する法律（以下「法」という。）第7条を受け、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発を推進することを定めたものです。
- ◆ 第2号は、法第8条を受け、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けるために、市民が自ら定期的に歯科検診を受診し、必要に応じて保健指導を受けることを勧奨することを定めたものです。
- ◆ 第3号は、法第9条を受け、障害者・障害児、要介護高齢者等自ら歯科検診や歯科医療を受けることが困難な者についても、適切な歯科口腔保健の推進に必要な施策の実施に努めることを定めたものです。
- ◆ 第4号から第7号までは、法第2条、第10条及び第12条を受け、ライフステージごとの特性等を踏まえた歯科口腔保健に関する施策を推進することを定めたものです。
- ◆ 第8号は、本条の第1号から第7号までに例示した基本的施策以外に必要な施策を行う場合を想定し、定めたものです。

(計画の策定等)

- 第9条 市長は、前条の施策を効率的に実施するため、歯科口腔保健の推進に係る目標及び施策を定めた計画を策定するものとする。
- 2 市長は、前項の計画の策定又は変更に当たっては、市民、歯科医療等業務従事者及び健康事業実施者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、八戸市健康福祉審議会（八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）第32条に規定する健康福祉審議会をいう。）の意見を聞くものとする。
- 3 市長は、第1項の計画を策定又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。
- 4 市長は、第1項の計画の適切な進行管理を行うものとする。

[趣旨]

本条は、総合的に歯科口腔保健を推進するための計画の策定等について定めたものです。

歯の健康は、全身の健康の保持増進に重要であり、健康寿命の延伸にもつながることから、歯科口腔保健の推進に係る計画は、独立した計画として策定するのではなく、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条の市町村健康増進計画である「健康はちのへ21」計画の中に、歯科口腔保健の推進に係る目標及び施策を取り込んだ計画を策定します。

また、計画の策定又は変更に当たっては、パブリックコメント等を行うとともに、関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進するため、八戸市健康福祉審議会健康・保健部会で検討してもらうこと等を定めています。

[解説]

- ◆ 「歯科口腔保健の推進に係る目標及び施策」とは、国が歯科口腔保健について設定する目標・計画、ライフステージの区分、設定期間等を勘案・連携しつつ、地域の状況に応じて、市が独自に到達すべき目標・計画等を設定する事項のことといいます。

(委任)

- 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

[趣旨]

本条は、この条例に定める事項のほかに、施行に必要な事項がある場合は、市長が別に施行規則を定めることとしたものです。



## 歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日 法律第九十五号)

### (目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であつて定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、

定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようとするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第二百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第二百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十二条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

この基本的事項は、高齢化が進む中で将来を見据え、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的に、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策及びその関係者との相互連携を図り、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項を示すものである。

### 第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

#### 一 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健に関する施策の推進を通じて国民保健の向上を図る。

口腔の健康の保持・増進は、国民が主体的に取り組むべき課題であるが、国民一人一人が行う取組に加え、家庭、学校、職場、地域（保健所、市町村保健センター等）、医療機関（病院歯科・歯科診療所を含む。）、障害者支援施設、障害児入所施設、介護保険施設等を含めた社会全体としてもその取組を支援し、さらに、歯科医師、歯科衛生士等が行う指導・助言・管理等により口腔の健康の保持・増進に関する健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。）の縮小を実現する。そのための取組を適切かつ効果的に行うために、ライフステージごとの特性等を踏まえつつ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健に関する施策を開発することが重要である。また、平成元年（1989年）より80歳で20本以上の歯を残すことをスローガンとして取り組んできた「8020（ハチマルニイマル）運動」は、すべての国民の生涯を通じた口腔の健康及び口腔機能の維持・向上の観点から更に推進していくこととする。

#### 二 歯科疾患の予防

う蝕、歯周病等の歯科疾患がない社会を目指して、広く国民に歯科疾患の成り立ち及び予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進する。

また、歯科疾患の発症のリスクが高い集団に対する取組や環境の整備等により生活習慣の改善等ができるようとする取組等を組み合わせることにより、歯科疾患の予防を実現する。

#### 三 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等のQOL（生活の質）の向上を図るために、口腔機能の維持・向上が重要である。高齢期においては摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすいため、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満二十歳に達するまでの期間をいう。以下同じ。）にかけては良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得が、成人期から高齢期にかけては口腔機能の維持・向上を図っていくことが重要である。具体的には、口腔機能の健全な育成、口腔機能に影響を与える習癖等の改善、口腔機能訓練等に関する歯科保健指導等が効果的である。

#### 四 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

障害者・障害児、要介護高齢者等で、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じた支援をした上で歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図っていく必要がある。

#### 五 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくため、国及び地方公共団体に歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士を配置すること、また、地方公共団体に、歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センターを設置することが望ましい。

また、歯科に関する疾患の早期発見及び早期治療を行うため、定期的に歯科に係る検診を受けることの奨励を行うための支援体制の整備が必要である。

### 第二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画に関する事項

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を目指して、国は、第一の二から五までについて、それぞれアウトカムとしての目標及びプロセスとしての計画を設定する。

#### 一 目標・計画の設定及び評価の考え方

国は、歯科口腔保健にかかる多くの関係者が共通の認識として持つ科学的根拠に基づいた、実態把握が可能であり、かつ、具体的な目標を設定することを原則とする。

具体的な目標・計画については、おおむね10年後を達成時期として設定することとし、「歯科疾患の予防」及び「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」のための目標・計画は、ライフステージごとの特性を踏まえたものとする。

また、設定した目標については、継続的に数値の推移等の調査及び分析を行い、計画及び諸活動の成果を適切に評価することで、設定した目標の達成に向け必要な施策を行うよう努める。

さらに、歯科口腔保健の推進にかかる施策の成果については、基本的事項の策定後5年を目途に中間評価を行うとともに、10年後を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための計画及び諸活動の成果を適切に評価し、その後の歯科口腔保健の推進にかかる施策に反映させる。

## 二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画

国が国民の歯科口腔保健について設定する具体的な目標・計画は、別表第一から別表第四までに掲げるものとし、国はこれらの目標・計画に基づき、歯科口腔保健の推進に取り組むとともに進行管理を行っていくものとする。

### 1 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小に関する目標・計画

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国全体として実現されるべき最終的な目標である。

本基本的事項において、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小に関する具体的な目標は特に設定しないが、次の2から5までに掲げる目標・計画を達成すること等により実現を目指すこととする。

### 2 歯科疾患の予防における目標・計画

う歯、歯周病等の歯科疾患はライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期学齢期、妊娠婦である期間を含む成人期、高齢期に分けて目標・計画を設定する。

#### (1) 乳幼児期

健全な歯・口腔の育成を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患等に関する知識の普及啓発、食生活及び発達の程度に応じた歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう歯予防のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

#### (2) 学齢期

口腔状態の向上を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患及び口腔の外傷等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう歯及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

#### (3) 成人期（妊娠婦である期間を含む。）

健全な口腔状態の維持を目標に設定し、その実現を図るため、歯周病と糖尿病・喫煙・早産等との関係性に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導、う歯及び歯周病の予防並びに生活習慣の改善（禁煙等）のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

#### (4) 高齢期

歯の喪失防止を目標に設定し、その実現を図るため、根面う歯、口腔がん等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう歯及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

### 3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標・計画

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上は、ライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期から学齢期、また、成人期から高齢期に分けて目標・計画の具体的指標及び項目を設定する。

(1) 乳幼児期及び学齢期

・口腔機能の獲得を目標に設定し、その実現を図るため、口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識の普及啓発、口腔機能の獲得に影響を及ぼす習癖等の除去、食育等に係る歯科保健指導等に関する計画の具体的項目を設定する。

(2) 成人期及び高齢期

口腔機能の維持・向上を目標に設定し、その実現を図るため、口腔の状態と全身の健康との関係等に関する知識の普及啓発、義歯の手入れを含む歯口清掃及び食育等の歯科保健指導並びに口腔機能の維持・向上に関する取組の推進に関する計画の具体的項目を設定する。

4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標・計画

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者・障害児、要介護高齢者等については、定期的な歯科検診・歯科医療に関する目標を設定し、その実現を図るため、定期的な歯科検診・歯科医療に関する実態の把握、実態に即した効果的な対策の実施、歯科疾患及び医療・介護サービス等に関する知識の普及啓発等に関する計画の具体的項目を設定する。

5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標・計画

歯科口腔保健の推進体制の整備に向けた目標を設定し、その実現を図るため、歯科に係る検診の勧奨及び実施体制の整備、口腔保健支援センターの設置並びに研修の充実等に関する計画の具体的項目を設定する。

第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

一 歯科口腔保健推進に関する目標・計画の設定及び評価

都道府県は、歯科口腔保健の推進に関する法律等に基づき講ぜられる歯科口腔保健の推進に関する施策につき、市町村等の関係機関・関係者との円滑な連携の下に、それらの総合的な実施の方針、目標・計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

また、都道府県及び市町村は、歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たり、第二に掲げた国が国民の歯科口腔保健について設定する目標・計画、ライフステージの区分、設定期間等を勘案しつつ、地域の状況に応じて、独自に到達すべき目標・計画等を設定する。また、設定した目標については、継続的に数値の推移等の調査及び分析を行い、計画及び諸活動の成果を適切に評価することで、設定した目標の達成に向け必要な施策を行うよう努める。さらに、中間評価及び最終評価を行うこと等により、定期的に、目標を達成するための計画及び諸活動の成果を適切に評価するとともに必要な改定を行い、その後の歯科口腔保健の推進に係る施策に反映させるよう努めるものとする。

二 目標・計画策定の留意事項

都道府県及び市町村における歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

1 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、これらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすとともに、地域の実情に基づいた歯科口腔保健の基本的事項を策定するよう努めること。また、地域における歯科口腔保健に関する情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等へ提供するよう努めること。

2 保健所は、所管区域に係る歯科口腔保健に関する情報を収集、管理及び分析し、提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における基本的事項策定の支援を行うよう努めること。

3 市町村は、歯科口腔保健の基本的事項を策定するに当たっては、都道府県と連携しつつ策定するよう努めること。

4 都道府県及び市町村は、目標・計画の設定及び評価において、調査分析等により実態把握が可能であって科学的根拠に基づいた具体的目標を設定し、また、障害者・障害児、要介護高齢者等で、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難なものやその家族を含めた地域の住民が主体的に参加し、その意見を積極的に反映できるよう留意するとともに、地域の実情に応じて、保健、医療又は福祉に関する団体、研究機関、大学等との連携を図るよう努めること。

5 都道府県及び市町村は、基本的事項の策定に当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する都道府県健康増進計画、地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する地域保健対策の推進に関する基本指針、都道府県が策定する医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する都道府県介護保険事業支援計画及びがん対策基本法（平成18年法律第98号）に規定する都道府県がん対策推進計画等との調和に配慮すること。

#### 第四 調査及び研究に関する基本的な事項

##### 一 調査の実施及び活用

国は、歯科口腔保健を推進するための目標・計画を適切に評価するため、その設定期間や評価の時期を勘案して、原則として5年ごとに歯科疾患実態調査等を実施する。

また、国、地方公共団体等は、歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査、学校保健統計調査、健康診査及び保健指導の結果、診療報酬明細書その他の各種統計等を基に、個人情報の保護に留意しつつ、現状分析を行うとともに、これらを歯科口腔保健の推進に関する施策の評価に十分活用する。

さらに、地方公共団体等は、得られた情報を歯科口腔保健の推進に活用できる形で地域住民に提供するよう努めるものとし、国は、各地域で行われている施策等を把握し、国民等に対し情報提供するとともに、評価を行うものとする。

##### 二 研究の推進

国及び地方公共団体は、効果的な国民の歯科口腔保健の状況の改善に資するよう、口腔の状態と全身の健康との関係、歯科疾患と生活習慣との関係、歯科口腔保健と医療費との関係及び歯科疾患に係るより効果的な予防・治療法等についての研究を推進し、その研究結果の施策への反映を図るとともに、国民等に対し的確かつ十分に情報提供するものとする。

この際、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、統計法（平成19年法律第53号）、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえて制定される地方公共団体の条例等を遵守する。

さらに、国及び地方公共団体は、保健、医療又は福祉に関する団体、研究機関、大学、学会、企業等との連携のもと、ＩＣＴ（情報通信技術）等を活用して、全国規模で健康情報を収集・分析し、効果的な歯科口腔保健の推進に関する施策を実施できる仕組みを構築するよう努める。

#### 第五 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

##### 一 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項

歯科口腔保健の推進は、基本的に国民一人一人の意識と行動の変容にかかっており、国民の主体的な取組を支援していくためには、国民に対する十分かつ的確な情報提供が必要である。このため、国及び地方公共団体が行う情報提供については、マスメディア、ボランティア、産業界、学校教育等多様な経路を活用していくことが重要であり、その内容が科学的知見に基づいたものであり、分かりやすく、取組に結びつきやすい魅力的、効果的かつ効率的なものとなるよう工夫する。

また、生活習慣に関する正しい知識の普及に当たっては、家庭、学校、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めることができるよう工夫する。

なお、情報提供に当たっては、特定の内容が強調され、誤った情報として伝わることがないよう留意する。

さらに、歯科口腔保健の一層の推進を図るため、6月4日から10日まで実施される歯の衛生週間等を活用していく。

## 二 歯科口腔保健を担う人材

国及び地方公共団体においては、歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士並びに歯科口腔保健を担当する医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士その他の職員の確保及び資質の向上に努める必要がある。さらに、歯科口腔保健がより円滑かつ適切に実施できるように、関係団体・関係機関等との調整、歯科口腔保健の計画・施策への参画及び当該事業の企画・調整を行う歯科口腔保健を担当する人材として歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の確保等に努めることが望ましい。

また、これらの人材の資質向上を図るため、国において総合的な企画及び調整の能力の養成に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において、市町村、医療保険者、地域の歯科医師会・医師会等の関係団体と連携し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。

さらに、歯科口腔保健の推進には、地域のボランティアの役割も重要であるため、主体的に歯科口腔保健に取り組むボランティアを養成する体制を推進することも重要である。

## 三 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項

地方公共団体においては、歯科口腔保健を担当する地方公共団体の職員だけでなく、歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士、医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、地域保健担当者、学校保健担当者、介護職員等の歯科口腔保健を担う全ての者が情報を共有して連携・協力する体制の確保・整備に努める必要がある。

医療保険者、医療機関（病院歯科、歯科診療所を含む。）、障害者支援施設、障害児入所施設、介護保険施設、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等は、国及び地方公共団体が講ずる歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するとともに、地方公共団体は保健所、市町村保健センター、児童相談所等を含めた歯科口腔保健を担う関係団体・関係機関等から構成される中核的な推進組織を設置する等、互いに連携・協力して、歯科口腔保健を推進することが望ましい。

特に、口腔・顎・顔面の発育不全を有する者、糖尿病を有する者、禁煙を希望する者、妊娠婦、周術期管理が必要な者等に対する医科・歯科連携を積極的に図っていくことにより、歯科口腔保健の推進が期待される。障害者・障害児、要介護高齢者等に対する歯科口腔保健対策の推進に当たっては、地域の病院や主治医を含む関係団体・関係機関等との緊密な連携体制を構築することが望ましい。

また、併せて、産業保健と地域保健が協力して行う取組の中で、全身の健康のために歯の健康が重要であるという認識を深めていくことが望ましい。

なお、災害発生時には、避難生活等における口腔内の不衛生等により生じる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要である。平時から、国民や歯科口腔保健を担う者に対して、災害時における歯科口腔保健の保持の重要性について普及啓発活動を行う等により、災害発生時に、速やかに被災者への対応が行える体制を整備することが望ましい。

別表第一 歯科疾患の予防における目標・計画

### (1) 乳幼児期

目標	健全な歯・口腔の育成		
具体的指標	現状値	目標値(平成34年度)	
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	77.1%	90%	
計画	・普及啓発（歯科疾患、健全な歯・口腔の育成等に関する知識） ・歯科保健指導の実施（生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、発達の程度に応じた歯口清掃方法等）		

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、小窓裂溝填塞法（シーラント）、定期的な歯科検診等）</li> <li>・その他</li> </ul> |
|--|--|

注) 「健やか親子21」では、平成26年までの目標値を80%以上と設定している。

(2) 学齢期

目標	口腔状態の向上		
具体的指標	現状値	目標値(平成34年度)	
① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加	54.6%	65%	
② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	25.1%	20%	
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発（歯科疾患、健全な歯・口腔の育成等に関する知識）</li> <li>・歯科保健指導の実施（生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、口腔状況に応じた歯口清掃方法、咀嚼方法等）</li> <li>・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、小窓裂溝填塞法（シーラント）、定期的な歯科検診等）</li> <li>・歯周病予防方法の普及（歯口清掃、定期的な歯科検診等）</li> <li>・その他</li> </ul>		

(3) 成人期（妊娠婦である期間を含む。）

目標	健全な口腔状態の維持		
具体的指標	現状値	目標値(平成34年度)	
① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7%	25%	
② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3%	25%	
③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	40.3%	10%	
④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1%	75%	
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発（歯周病と糖尿病・喫煙・早産等の関係性、口腔がん等に関する知識）</li> <li>・歯科保健指導の実施（生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、禁煙支援等）</li> <li>・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、定期的な歯科検診等）</li> <li>・歯周病予防、重症化予防の方法の普及（歯口清掃、定期的な歯科検診等）</li> <li>・その他</li> </ul>		

(4) 高齢期

目標	歯の喪失の防止		
具体的指標	現状値	目標値(平成34年度)	
① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	37.6%	10%	

② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7%	45%
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2%	70%
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0%	50%
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発（歯周病と糖尿病・喫煙等の関係性、根面う蝕、口腔がん等に関する知識）</li> <li>歯科保健指導の実施（生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、咀嚼訓練、義歯の清掃・管理、舌・粘膜等の清掃、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、歯口清掃等）</li> <li>う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、定期的な歯科検診等）</li> <li>歯周病予防、重症化予防の方法の普及（歯口清掃、定期的な歯科検診等）</li> <li>その他</li> </ul>	

別表第二 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標、計画

(1) 乳幼児期及び学齢期

目標	口腔機能の獲得	現状値	目標値(平成34年度)
具体的指標	① 3歳児での不正咬合等が認められる者の割合の減少	12.3%	10%
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発（口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識）</li> <li>歯科保健指導の実施（口腔機能の獲得に影響を及ぼす習癖等の改善、食育等）</li> <li>その他</li> </ul>		

(2) 成人期及び高齢期

目標	口腔機能の維持・向上	現状値	目標値(平成34年度)
具体的指標	① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	73.4%	80%
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発（口腔の状態と全身の健康との関係等に関する知識）</li> <li>歯科保健指導の実施（咀嚼訓練、歯口清掃（舌・粘膜等の清掃含む）、義歯の清掃管理、食育等）</li> <li>口腔機能の回復・向上に関する取組の推進</li> <li>その他</li> </ul>		

別表第三 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標・計画

(1) 障害者・障害児

目標	定期的な歯科検診・歯科医療の推進	現状値	目標値(平成34年度)
具体的指標	① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9%	90%

計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発（歯科疾患、医療・介護サービス、口腔ケア等に関する知識）</li> <li>歯科保健指導の実施（家族・介護者への口腔ケア指導、定期的な歯科検診等）</li> <li>障害者・障害児（障害者支援施設及び障害児入所施設入所者以外の者を含む。）の歯科口腔保健状況に関する実態把握及びこれに基づいた効果的な対策の実施</li> <li>その他</li> </ul>
----	---

## (2) 要介護高齢者

目標	定期的な歯科検診・歯科医療の推進		
具体的指標	現状値	目標値(平成34年度)	
① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	19.2% (介護老人保健施設の現状値)	50%	
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発（歯科疾患、医療・介護サービス、摂食・嚥下機能、口腔ケア等に関する知識）</li> <li>歯科保健指導の実施（家族・介護者への口腔ケア指導、定期的な歯科検診等）</li> <li>要介護高齢者（介護老人福祉施設及び介護老人保健施設入所者以外の者を含む。）の歯科口腔保健状況に関する実態把握とこれに基づいた対策の実施</li> <li>その他</li> </ul>		

別表第四 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標・計画

目標	歯科口腔保健の推進体制の整備		
具体的指標	現状値	目標値(平成34年度)	
① 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1%	65%	
② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県	23都道府県	
③ 12歳児の1人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県	28都道府県	
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	26都道府県	36都道府県	
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科に係る検診の勧奨、実施体制の整備</li> <li>口腔保健支援センターの設置</li> <li>歯科口腔保健法に基づく基本的事項の策定・評価</li> <li>歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の配置、地域歯科口腔保健の推進のための人材の確保及び育成</li> <li>歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士等の研修の充実</li> <li>その他</li> </ul>		